

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成29年度
計画変更年度	平成29年度
計画主体	津久見市

津久見市鳥獣被害防止計画(変更)

<連絡先>

担当部署名 津久見市農林水産課
所在地 大分県津久見市宮本町20番15号
電話番号 0972-82-9514
FAX番号 0972-82-9520
メールアドレス tsu-nousui@city.tsukumi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、カラス、ヒヨドリ、アライグマ、アナグマ、タヌキ、イタチ、テン、ハクビシン、キツネ
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	大分県津久見市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成27年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	柑橘類、野菜類、タケノコ	77万円 0.3ha
シカ	柑橘類、タケノコ、	74万円 0.2ha
サル	柑橘類、椎茸、野菜類、桃、枇杷	160万円 0.5ha
カラス	柑橘類	19万円 0.1ha
ヒヨドリ	柑橘類	19万円 0.1ha
アナグマ 他小動物	柑橘類、野菜類	6万円 0.1ha
アライグマ	—	—
合計		355万円 1.3ha

(2) 被害の傾向

イノシシ	<p>被害は市内全域に及んでおり、果樹類の食害、枝折れ、特にミカン園等の石積み破壊が多い。近年、防護柵等の設置により被害は減少傾向にあるが、その一方で被害箇所が民家近くの農地まで拡大している状況が懸念される。その要因として、ミカン農家の高齢化による放任果樹園の増加や耕作放棄地の拡大、防護柵未設置箇所がその原因だと考えられる。</p> <p>また、平成27年度は日中に住宅地に出没し家庭菜園等に被害を与え、散歩中の人間を威嚇するという事案が発生し、猟友会に緊急駆除隊の出動を要請し捕獲活動を行った。</p>
シカ	<p>被害は市内全域に及んでおり、果樹類及びスギ・ヒノキ等の葉や樹皮を食害し、樹木を枯死させている。年間700～1000頭以上の捕獲と、防護柵等の設置により被害額は減少傾向にあるが、その反面、防護柵等の設置の影響による生息環境の変化により被害地域の拡大が懸念されている。</p>
サル	<p>市内全域に及んでいた被害であったが、平成24年度より編成した「鳥獣被害対策実施隊(通称:サルパト隊)」の捕獲、追払い活動の効果により、捕獲数の増加と被害地域減少の成果が上がっている。しかしながら、依然として早朝と夕方に農地へ群れで出没し、タマネギ等の野菜類、椎茸、柑橘類やその他の果実を食べる。最近では被害地域が、上青江地区～長目半島、八戸地区、日見地区、四浦半島に分散しつつあり、その地域に「鳥獣被害対策実施隊(通称:サルパト隊)」を集中的に投入し被害減少を目指している。</p>
カラス	<p>9月頃収穫の極早生温州みかんから4月収穫のサンクィーンまで柑橘類の果実を食害する。群れで行動するため、一度で多くの被害となる。市民からの通報があれば「鳥獣被害対策実施隊(通称:サルパト隊)」を急行させ一斉駆除を行っている。</p>
ヒヨドリ	<p>冬から春(12月～4月)にかけて普通温州みかん、中晩柑橘類の果実を食害する。年により、個体数の増減がある。</p>
アナグマ 他小動物	<p>被害は市内全域に及んでおり、防護柵等の効果も薄く、野菜類に被害が集中している。</p>
アライ グマ	<p>市内では、平成27年に初めて1頭の捕獲が確認された。実態確認のため、自動撮影カメラの設置を検討している。</p>

(3) 被害の軽減目標

指 標		現状値（平成 27 年度）	目標値（平成 31 年度）
被害金額 （万円）	イノシシ	77	54
	シカ	74	52
	サル	160	80
	カラス	19	18
	ヒヨドリ	19	18
	アナグマ 他小動物	6	5
	アライグマ	0	0
	合計	355	227
被害面積 （h a）	イノシシ	0.3	0.21
	シカ	0.2	0.14
	サル	0.5	0.25
	カラス	0.1	0.095
	ヒヨドリ	0.1	0.095
	アナグマ 他小動物	0.1	0.095
	アライグマ	0	0
	合計	1.3	0.885

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等 に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲（8班）の実施 ・ 捕獲報償金の助成 ・ 出動報償金の助成 ・ シカ囲いわなの設置 ・ シカ誘導柵の設置 ・ カラスわなの設置 ・ サル囲いわなの設置 ・ 鳥獣被害対策実施隊（通称：サルパト隊）の捕獲活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲員の高齢化及び減少 ・ 里山の荒廃、耕作放棄地の増加により鳥獣の生息域が拡大 ・ 防護柵等未設置地域に被害が集中

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵設置費の一部を助成 ・ワイヤーメッシュ柵設置費の一部を助成 ・シカネット柵設置費の一部を助成 ・各地区へ、追払い用ロケット花火の配布 ・緩衝帯の設置 ・放任果樹の除去 	<ul style="list-style-type: none"> ・柵設置費に設置者負担があるため柵設置を手控える ・過疎化、高齢化により追払い等が困難
----------------------	--	--

(5) 今後の取組方針

<p>①鳥獣が侵入しにくい環境を整備し、人の生活領域と野生鳥獣の生息域の区別を行っていく。</p> <p>②鳥獣害防止対策を地域ぐるみで協力して行う態勢を整えるため、集落調査、集落座談会等を開催する。また、県が実施する「鳥獣害アドバイザー研修」への積極的な参加を呼びかけ、正しい鳥獣害対策についての知識を習得させる。</p> <p>③生息数の減少を図るため、猟友会に銃・罠いわな・箱わなによる捕獲を引き続き要請するとともに被害防止のための侵入防止柵の設置を推進していく。</p> <p>【中部地域】 中部地域について被害の現状や有効な対策方法を検討するため、大分市、臼杵市、津久見市、由布市及び大分県中部振興局で構成する中部地域鳥獣被害現地対策本部会議を開催する。</p> <p style="padding-left: 40px;">大分都市広域圏農林水産部会において、「広域的な有害鳥獣捕獲事業」及び「大分都市広域圏内におけるニホンザル群の行動圏調査」を行う。</p> <p style="padding-left: 40px;">効率的な捕獲を図るため、各市の境界地域において同日捕獲活動等の共同捕獲活動を実施する。</p> <p>【東九州広域鳥獣被害防止対策協議会】</p> <p style="padding-left: 40px;">鳥獣被害対策の情報交換を行い、効果的な対策等の普及を行っていく。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

今後も、鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊の隊員を指名、任命する。隊員には主として捕獲に従事する対象鳥獣捕獲員も任命し、被害防止施策及び捕獲活動を適切に実施する。

また、有害鳥獣捕獲班による捕獲も継続して行うこととする。

【中部地域】 各市一斉捕獲活動日の設定や共同捕獲等の実施にむけて、中部地域鳥獣被害現地対策本部会議で協議を行うほか、各市境界で隣接する駆除班に対して捕獲活動に向けた調整を行う。

【東九州広域鳥獣被害防止対策協議会】

宮崎県延岡市、宮崎県日之影町とも連携を取りながら、各市境界で隣接する駆除班に対して捕獲活動に向けた調整を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成29	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ他 アライグマ カラス ヒヨドリ	・ 鳥獣害アドバイザー研修等の鳥獣被害防止に関する研修の受講と狩猟免許の取得推進を図る ・ イノシシ、シカ、サル、アナグマ他小動物、カラスわなの導入 ・ アライグマが捕獲された場所に、自動撮影カメラを設置する
平成30	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ他 アライグマ カラス ヒヨドリ	・ 鳥獣害アドバイザー研修等の鳥獣被害防止に関する研修の受講と狩猟免許の取得推進を図る ・ イノシシ、シカ、サル、アナグマ他小動物、カラスわなの導入

平成31	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ他 アライグマ カラス ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣害アドバイザー研修等の鳥獣被害防止に関する研修の受講と狩猟免許の取得推進を図る ・ イノシシ、シカ、サル、アナグマ他小動物、カラスわなの導入
------	--	---

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>有害鳥獣捕獲による過去3カ年（平成25～27年度）の年平均捕獲数は、イノシシ291頭、シカ914頭、サル23頭、カラス36羽、ヒヨドリ0羽、アナグマ他小動物17頭、アライグマ0頭（3年間で1頭）となっている。</p> <p>イノシシについては、近年捕獲頭数は減少傾向にあるが、今後も従来の捕獲に加え、民家近く等に出没した場合の猟友会への緊急捕獲要請の増加も考えられるため、250頭の捕獲を目標とする。</p> <p>シカについては、近年捕獲頭数及び生息数が増加傾向にあり、被害地域も拡大傾向にあることから、1000頭の捕獲を目標とする。</p> <p>サルについては、市内一円が被害地域であり、「鳥獣被害対策実施隊（通称：サルパト隊）」の活動や、罠での捕獲も見込めるため、30頭の捕獲を目標とする。</p> <p>アナグマ他小動物については、猟友会のわな班員も捕獲に積極的であり、平成27年にはアライグマ1頭が初めて捕獲されたことから、タヌキ10頭、アナグマ50頭、アライグマ5頭の捕獲を目標とする。</p> <p>カラス、ヒヨドリについては、柑橘類の被害が増加しているため、各50羽の捕獲を目標とする。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
イノシシ	250	250	250
シカ	1000	1000	1000
サル	30	30	30
タヌキ	10	10	10

アナグマ等	50	50	50
アライグマ	5	5	5
カラス	50	50	50
ヒヨドリ	50	50	50

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>津久見市全域において、イノシシ、シカ、サルについては年間を通じて銃器、箱ワナ、囲いわな等により捕獲を実施する。アナグマ他小動物、カラス、ヒヨドリについては、野菜類や柑橘類が成熟する時期を中心にわな等により捕獲する。なお、カラスについてはカラス用の捕獲機材も製作・設置し、捕獲を実施する。</p> <p>【中部地域】効率的な捕獲を図るため、各市の境界地域において同日捕獲活動等の共同捕獲活動を実施する。</p>

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>サルについては、警戒心が強く近距離からの捕獲は困難であるため、長距離でも捕獲が可能なライフル銃を使用した有害捕獲を実施することで、個体数を減らす。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
津久見市全域	権限委譲済

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
イノシシ シカ	ワイヤーメッシュ柵、 シカネット柵等 7,000m	ワイヤーメッシュ柵、 シカネット柵等 7,000m	ワイヤーメッシュ柵、 シカネット柵等 7,000m

サル	—m	猿落君等 100m	猿落君等 100m
合計	7,000m	7,100m	7,100m

(2) その他被害防止に関する取組

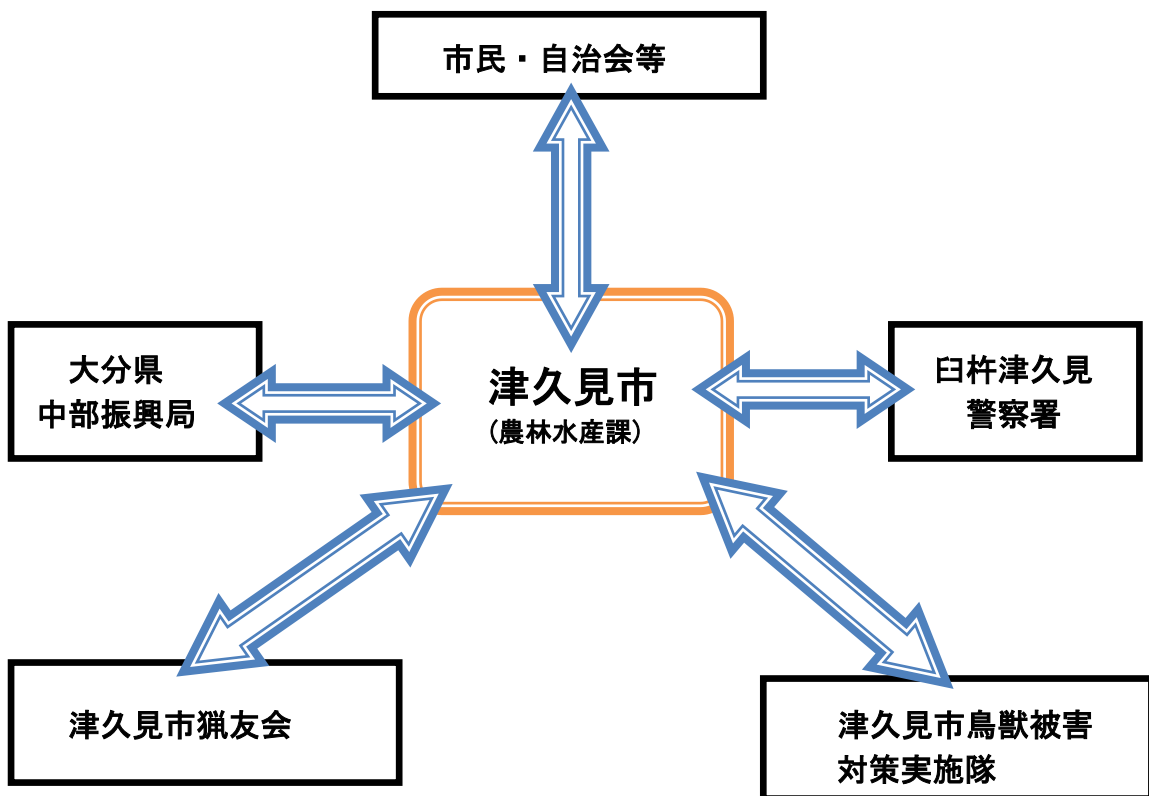
年度	対象鳥獣	取組内容
平成29年度	全鳥獣 サル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵の管理 ・ 放任果樹の除去 ・ わな猟免許の取得推進 ・ サル電気柵の普及
平成30年度	全鳥獣 サル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵の管理 ・ 放任果樹の除去 ・ 緩衝帯の設置 ・ わな猟免許の取得推進 ・ サル電気柵の普及
平成31年度	全鳥獣 サル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵の管理 ・ 放任果樹の除去 ・ 緩衝帯の設置 ・ わな猟免許の取得推進 ・ サル電気柵の普及

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
大分県森との共生推進室	被害状況の取りまとめ及び対応手段の指導に関すること。
大分県中部振興局	被害状況の把握及び対応手段の検討に関すること。
大分県警臼杵津久見署	有害鳥獣捕獲に関する情報収集、パトロールに関すること。
大分市猟友会	鳥獣の捕獲・処理に関すること。
津久見市鳥獣被害対策実施隊	鳥獣の追い払い、情報収集に関すること。
津久見市	有害鳥獣捕獲許可、関係機関への連絡調整、自治会等への周知に関すること。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	津久見市鳥獣害防止対策協議会
--------------	----------------

構成機関の名称	役割
鳥獣保護員	鳥獣被害の情報収集
津久見市猟友会	鳥獣の捕獲に関する事
津久見市農業委員会	農業被害の情報収集
津久見市認定農業者協議会	農業被害の情報収集
津久見市柑橘組合長会	農業被害の情報収集
大分県農業協同組合南部事業部	被害防止の普及指導、情報収集
大分県農業協同組合県南柑橘選果場	被害防止の普及指導、情報収集
自治区（19区）	地域での鳥獣害防止に関する事及び鳥獣被害の情報収集
大分県中部振興局（農山漁村振興部）	有害鳥獣捕獲や被害防止対策に関する指導、情報提供
大分県中部振興局（生産流通部）	被害防止の普及指導に関する事
津久見市	会の総括、協議会事務局に関する事
被害防止に係る関係者（旧鳥獣保護員）	鳥獣被害の情報収集

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大分市鳥獣被害防止対策協議会 ・ 臼杵市鳥獣被害防止対策協議会 ・ 由布市鳥獣害防止対策協議会 ・ 大分県中部地区現地対策本部 ・ 東九州広域鳥獣被害防止対策協議会 	有害鳥獣捕獲、被害防止対策に関する情報提供、集落点検活動等を連携し、有効的な対策に努める

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊を編成し、被害防止施策を適切に実施する。(平成23年度設置済)
隊員には主として捕獲に従事する対象鳥獣捕獲員も任命し、被害防止施策及び捕獲活動を適切に実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

大分県が開催する鳥獣被害対策研修会に協議会構成員が積極的に参加することにより、鳥獣アドバイザーの認定を受けて、被害集落への防止対策等の普及啓発活動を展開していく。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲者が自家消費又は捕獲後速やかに埋設処理等、適切な処分を行うこととする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

今後、ジビエ料理など地域資源としての活用を視野に入れ、検討をしていく。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

サルについては四浦半島から旧上浦町にかけて、上青江地区から臼杵市神野地区へそれぞれ移動しながら生活していると思われるため、捕獲等は臼杵市、佐伯市と連携をとりながら行うことも必要である。